

事務連絡
令和6年12月11日

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 御中

住宅政策本部民間住宅部不動産課長

宅地建物取引業免許等に係る電子申請の開始について（通知）

平素より東京都の住宅政策についてご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、宅地建物取引業関連の申請等について、以下のとおり、国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）（※）を活用した電子申請の受付を開始しますので、お知らせいたします（電子申請開始後も、来庁又は郵送による紙での申請等も引き続きご利用可能です）。

なお、本件は、同日付でプレスリリースいたします。

※eMLIT：国土交通省所管法令等に基づく申請・届出等をオンラインで行う電子申請システム

記

1 利用開始日

令和7年1月6日（月曜日）

2 電子申請が利用可能な手続

宅地建物取引業及び宅地建物取引士に関する申請等（詳細は別紙のとおり）

3 電子申請の利用方法

以下のページから、注意事項等をご確認の上申請してください（随時更新します）。

宅地建物取引業者	宅地建物取引士	業務を行う場所の届出
		
https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/sinsei/491menkyo00.htm	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/sinsei/820-02-0sinseiyouusiki.htm	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/sinsei/820-04-0sinseiyouusiki.htm

- 申請には、別途、eMLIT を利用するためのアカウントの取得が必要になります。

問合せ先

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課
担当 増田・岸本（直通 03-5320-5033）

1 利用可能手続及び利用開始日

	利用可能手続	利用開始日
宅地建物取引業者 (東京都知事免許)	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業免許申請（新規・更新） 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請 廃業等届出 宅地建物取引業者免許証再交付申請 営業保証金供託済届出 業務を行う場所の届出 	令和7年1月6日 (月曜日)
宅地建物取引士 (東京都登録)	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請 宅地建物取引士登録移転申請 宅地建物取引士死亡等届出 宅地建物取引士証交付申請（法定講習を伴わないもの） 宅地建物取引士証書換え交付申請 宅地建物取引士証再交付申請 宅地建物取引士登録消除申請 	令和7年1月6日 (月曜日)
	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引士登録申請 	令和7年3月3日 (月曜日) 予定

2 問合せ先

(1) システムの操作及びアカウントの取得に関する問合せ

eMLIT ホームページ：<https://e.mlit.go.jp/GuestPortal>

No	受付方法	問合せ先	受付時間
1	電話	03-4577-9227	平日 8:00-18:15 (※)
2	メール	helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp	24 時間 365 日
3	問合せフォーム	(システム上からの問合せ)	対応は平日 8:00-18:15 (※)

(※) 土日祝日、年末年始を除く

(2) 申請内容等に関する問合せ

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

宅地建物取引業の免許等手続について：03-5320-5064、5065

宅地建物取引士の登録等手続について：03-5320-5063

業務を行う場所の届出について：03-5320-5072